**化学的酸素要求量等に係る第８次総量規制基準（案）について**

**１．目的及び経緯**

・人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域である大阪湾を含む瀬戸内海等においては、昭和53年に、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により水質総量削減制度が導入され、これまで５年ごとに７次にわたり水質総量削減を実施している。

・水質総量削減制度においては、工場・事業場が排出する汚濁物質の総量を規制する総量規制を行っており、環境大臣が定める設定方法に基づき、関係都府県知事が総量規制基準を定めることとされている。

・本年９月に、総量規制基準の範囲に係る国の告示が改正されたことを受け、大阪府における第８次の総量規制基準を定めるものである。

**２. 総量規制基準の概要**

・総量規制基準は、指定地域内事業場（日平均排水量が50 ㎥以上の特定事業場）に適用する汚濁負荷量の排出の許容限度である。

・基準値は、次の算式により定めている。同一の事業場内に複数の業種区分が存在する場合は、業種区分ごとに算出したものの総和が当該事業場の基準値となる。

ＣＯＤ　Ｌc　＝（Ｃcj・Ｑcj＋Ｃci・Ｑci＋Ｃco・Ｑco）×10-3

窒素 　Ｌn　＝（Ｃni・Ｑni＋Ｃno・Ｑno）×10-3

りん 　Ｌp　＝（Ｃpi・Ｑpi＋Ｃpo・Ｑpo）×10-3

Ｌ（kg／日）

：排出が許容される汚濁負荷量

**表１　Ｑ（特定排出水の量）の時期区分**

Ｑ（ｍ3／日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **時期区分別水量** | **ＣＯＤ** | **窒素** | **りん** |
| 昭和55年6月30日以前の水量 | ＱＣ０ | Ｑｎ０ | Ｑｐ０ |
| 昭和55年7月1日～平成3年6月30日に増加した水量 | ＱＣｉ |
| 平成3年7月1日～平成14年9月30日に増加した水量 | ＱＣｊ |
| 平成14年10月1日以降に増加した水量 | Ｑｎｉ | Ｑｐｉ |

：表１の時期区分の特定排出水（排出水のうち、

専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途

に供することにより汚濁負荷量が増加しない

ものに供された水以外のもの。）の水量

Ｃ（mg／Ｌ）

：Ｑの時期区分ごとの水量に対応して、環

境大臣が業種その他の区分ごとに定める

範囲内で、知事が定める値（濃度）

**３. 第８次のＣ値の範囲の告示の概要**

　　大阪湾に係るＣ値の範囲については、ＣＯＤは、次に示す15業種区分の上限値が引き下げられ、窒素、

りんについては据え置かれた。

（ＣＯＤのＣ値の上限値が変更された15業種区分）

1 野菜漬物製造業

2 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業

3 機械すき和紙製造業

4 機械すき和紙製造業 備考(パルプ製造工程)

5 段ボール製造業

6 脂肪族系中間物製造業 備考(青酸誘導品含有排水を排出する工程)

7 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業

8 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業等

9 病院

10 し尿浄化槽(501人以上)

11 し尿浄化槽(501人以上) 備考(平成18年1月31日以前、5000人以下、(3)以外)

12 し尿浄化槽(501人以上) 備考((1)のうち昭和55年以前)

13 し尿浄化槽(500人以下201人以上) 備考(昭和55年以前のもの)

14 し尿処理業 備考(昭和62年6月30日以前、高度処理以外)

15 し尿処理業 備考(嫌気性消化法等＋凝集処理法より高度処理)

**４．総量規制基準を検討するにあたっての基本的な考え方**

・大阪府が独自に細分化している業種区分については、府域における事業場からの排出実態等を踏まえ、引き続き採用するかどうかについて検討する。

・Ｃ値については、国の告示におけるＣ値の範囲の下限値を採用している業種区分については、変更しない。下限値を採用していない業種区分については、窒素及びりんのＣ値の範囲が変更されていないことと、ＣＯＤのＣ値の範囲の上限値の引下げ状況を勘案し、現状の水質、処理方法、許容排出量(Ｌ値)の適合状況等を考慮して検討する。

**５．第８次総量規制基準の見直し（案）**

・基本的な考え方に基づき検討した結果、第８次総量規制基準は、表２に示すとおり見直すことが適当

　である。

　 ・大阪府独自の業種区分については、細分化した業種区分においては、それぞれ排出実態が異なることから、引き続き細分化を行うことが適当である。ただし、Ｃ値を見直すことにより、Ｃ値が同一の値となる業種区分については、統合することが適当である。

**表２　第８次総量規制基準の見直し（案）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 |  | 業種区分 | 区分 | 第７次 | **第８次** |
| 国の整理番号 | **Ｃ値** | Ｃ値の範囲の告示 | **Ｃ値****見直し****案** | **細分化した業種区分の統合案** |
| 下限 | 上限 |
| ＣＯＤ | 59 | 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）【400㎥未満】 | ＣＣ０ | **90** | 80 | 120 | **80** | **400ｍ3以上と統合** |
| 62 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの【400㎥以上】 | ＣＣ０ | **70** | 50 | 100 | **50** | **400ｍ3未満と統合** |
| 127 | 石けん・合成洗剤製造業 | ＣＣ０ | **15** | 10 | 20 | **10** |  |
| 200 | 非鉄金属製造業 | ＣＣ０ | **15** | 10 | 30 | **10** |  |
| 203 | 一般機械器具製造業【400㎥未満】 | ＣＣ０ | **25** | 10 | 30 | **10** | **400ｍ3以上と統合** |
| ＣＣi | **20** | 10 | 20 | **10** |
| 204 | 電子回路製造業 | ＣＣ０ | **25** | 20 | 40 | **20** |  |
| 223 | し尿処理業 備考（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては） | ＣＣi | **20** | 10 | 40 | **15** |  |
| ＣＣj | **15** | 10 | 40 | **10** |  |
| 232 | 整理番号２の項から前項までに分類されないもの食料品製造業 | ＣＣ０ | **20** | 10 | 120 | **10** |  |
| ＣＣi | **20** | 10 | 90 | **10** |  |
| ＣＣj | **20** | 10 | 90 | **10** |  |
| 232 | 整理番号２の項から前項までに分類されないもの鉄道業及び道路旅客運送業 | ＣＣ０ | **20** | 10 | 120 | **15** |  |
| ＣＣi | **15** | 10 | 90 | **10** |  |
| ＣＣj | **15** | 10 | 90 | **10** |  |
| 窒素 | 149 | コークス製造業 | Ｃｎ０ | **600** | 500 | 950 | **500** |  |